

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和 3 年 4 月 28 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）において現在実施されている商品先物取引に係る外務員資格試験に加え、金融商品取引法等に係る内容を含む試験（以下「総合試験」という。）が実施される見込みであることを受け、当該総合試験の合格者が申請することにより、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等のみを扱うことができる外務員資格（以下「特例商先資格」という。）の認定を与えることを検討しており、総合試験が開始されるまでの間の暫定対応として、現行の認定研修修了者に対する認定措置を、本協会が別に定める日まで延長するため、令和 2 年 12 月 15 日に「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の改正を行ったところである。

今般、商先協において、総合試験の試験概要、試験開始日が制定されることを受け、総合試験の合格者が本協会に申請することにより、特例商先資格の認定を与える旨を規則化するとともに、本協会が別に定める日を総合試験が開始される令和 3 年 7 月 1 日とする改正を行う。

また、特例商先資格外務員の資格更新研修について、商先協において金商法の内容を含む資格更新研修が実施されることを受け、特例として、当該研修を修了することを追加するための改正を行う。

2. 改正の骨子

本規則（別表 1）の読替規定において、以下の規則についてそれぞれ一部改正を行う。

（1）「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定について

特例商先資格の認定要件に、令和 3 年 7 月 1 日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格した者を加えるとともに、現在の認定措置の期限を令和 3 年 6 月 30 日までとする。
(第 4 条第 7 号)

（2）「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則の読替規定について

特例商先資格外務員（ディーリング限定を含む。）の資格更新研修の特例として、商先協が実施する外務員資格更新研修（本協会が指定するものに限る。）の修了者を追加する。
(第 9 条第 5 号)

3. 施行の時期

この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

- 本件に関するお問い合わせ先
日本証券業協会 資格管理部 (TEL 03-6665-6779)

以 上

「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の一部改正について

令和 3 年 4 月 28 日

(下 線 部 分 変 更)

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
(別表 1) 協会員の外務員の資格、登録等に関する規則 (定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～7 (省 略)	(定義) 第 2 条 (同 左) 1～7 (同 左) 8 (現行どおり) 9 (現行どおり)	(定義) 第 2 条 (同 左) 1～7 (同 左) 8 特例商先外務員 外務員のうち、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 9 特例商先外務員 (ディーリング限定) 外務員のうち、協会員の計算による商品関連市場デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 8 項第 1 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。) に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
(外務員資格) 第 4 条 協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。 1～6 (省 略)	(外務員資格) 第 4 条 (同 左) 1～6 (同 左) 7 特例商先外務員 <u>次のイからニまでに掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し令和3年6月30日までに認定申請を行い、本協会が認定した者、又は次のハからホまでに掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し認定申請を行い、本協会が認定した者</u> イ 当該申請時において、<u>日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）が</u>	(外務員資格) 第 4 条 (同 左) 1～6 (同 左) 7 特例商先外務員 <u>以下に掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し本協会が別に定める日（商品先物取引法（以下「商先法」という。）上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）規則上の職務禁止の措置を受け、当該日までにこれらの措置が解除されない者については、当該措置の解除の日から一月が経過する日）までに認定申請を行い、本協会が認定した者</u> イ 当該申請時において、<u>商先協により付与された商先法第200条第1項に規</u>

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則 (資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書及び同条第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験に合	<u>当該申請時においてこれらの措置の解除の日から一月を経過している者</u> ホ <u>当該申請時において、令和 3 年 7 月 1 日以降に商先協が実施する所定の試験（本協会が指定するものに限る。）に合格し、商先協の「会員等の外務員の登録等に関する規則」第 4 条第 1 号又は第 3 号に規定する要件を満たしている者</u> 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則 (資格更新研修の特例) 第 9 条 (同 左) 1 (現行どおり)	(新 設) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則 (資格更新研修の特例) 第 9 条 (同 左) 1 規則第 18 条第 1 項及び同条第 2 項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前 2 年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第 3 条各号に定める資格試験に合

規 定	読 替 規 定 (新)	読 替 規 定 (旧)
格した者 2～4 (省 略) 5 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者 (なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。)	2～4 (同 左) <u>5 特例商先外務員又は特例商先外務員 (ディーリング限定)であって、受講義務期間中に商先協が実施する資格更新研修(本協会が指定するものに限る。)を修了した者</u> <u>6</u> (同 左) 付 則 この改正は、令和3年7月1日から施行する。	格した者又は第4条第7号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第8号に規定する特例商先外務員資格(ディーリング限定)の資格の認定を受けた者 2～4 (同 左) (新 設) <u>5</u> (同 左)